相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍浜松市西区村櫛町四六一四番地、最後の住所浜松市西区村櫛町二九三五番地の一

被相続人　亡　柴田　正人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

浜松市中区野口町二一七番地の四　オフィス野口2B　浜松綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊藤　祐尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区諏訪町高辻下る小島町七六〇番地、最後の住所京都市西京区大原野東竹の里町二丁目一番地一一棟二〇六号

被相続人　亡　上田　年子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

京都市中京区烏丸通三条下ル大同生命京都ビル八階烏丸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　林　由希子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市北区上賀茂松本町七六番地、最後の住所京都市左京区岩倉下在地町四番地三

金口方

被相続人　亡　川島　ふみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町六五九　烏丸中央ビル八F四条法律事務所

相続財産管理人　弁護士　内村　和朝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市西京区大原野北春日町九〇番地、最後の住所京都市西京区大原野北春日町一〇〇番地

被相続人　亡　植松　重男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

京都市中京区烏丸通夷川上る少将井町二二二番地シカタオンズビルディング三〇一号

相続財産管理人　司法書士　上田　茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区内平野町三丁目四四番地一、最後の住所大阪府茨木市総持寺一丁目一九番三四号　被相続人　亡　水野　博支

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

大阪市北区西天満五丁目一〇番一七号西天満パークビル八階

相続財産管理人　弁護士　芦田　一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所石川県河北郡内灘町字アカシア二丁目二三番地三

被相続人　亡　卞　琪燮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

大阪市中央区北浜二丁目一番五号平和不動産北浜ビル四階

相続財産管理人　弁護士　三浦　高敬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県鳴門市大津町吉永一九二番地九、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　新宮　孝夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字黒山二四六番地三四　相続財産管理人　吉村　元成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西条市丹原町丹原一六〇番地第一、最後の住所宮崎県児湯郡都農町大字川北一八九一二番地一〇

被相続人　亡　眞鍋喜子恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

事務所愛媛県西条市神拝乙三五番地一　相続財産管理人　小寺　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県東松浦郡湊村大字湊二四〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　吉田　マツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

佐賀県唐津市千代田町二一〇九番地一七　くりはらビル一階　高崎繁行法律事務所

相続財産管理人　弁護士　高崎　繁行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県北高来郡真津山村大字久山一九〇番戸同居、最後の住所長崎県諫早市大字久山一九〇番戸同居　被相続人　亡　内野房次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

長崎県諫早市高城町五番二―八〇一号ミロワールプラトン高城

相続財産管理人　末永　博

第29期決算公告

平成25年12月26日

東京都中央区京橋1丁目19番8号

株式会社ニチノーレック

代表取締役社長　近藤　進

貸借対照表の要旨（平成25年9月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	116,844
	固定資産	17,295
	合計	134,139
負純資産及び債部	流動負債	14,384
	固定負債	20,148
	株主資本	99,606
	資本金	60,000
	利益剰余金	39,606
	利益準備金	5,168
	その他利益剰余金	34,438
	（うち当期純利益）	(4,850)
	合計	134,139

第21期決算公告　平成25年12月27日

愛知県豊川市白鳥町京次52番地の1

株式会社オカダ産商

代表取締役　岡田　司

貸借対照表の要旨（平成25年8月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	32,050
	固定資産	5,180
	繰延資産	765
	合計	37,996
負純資産及び債部	流動負債	1,906
	固定負債	200,000
	株主資本	△163,910
	資本金	10,000
	利益剰余金	△173,910
	（利益準備金）	(2,000)
	（その他利益剰余金）	(△175,910)
	（うち当期純損失）	(42,420)
	合計	37,996

第23期決算公告　平成25年12月27日

愛知県豊川市白鳥町京次52番地の1

株式会社オーケーディー

代表取締役　岡田　洋

貸借対照表の要旨（平成25年5月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	42
	固定資産	347
	合計	389
負純資産及び債部	流動負債	5
	固定負債	232
	株主資本	151
	資本金	10
	利益剰余金	141
	（その他利益剰余金）	(141)
	（うち当期純利益）	(20)
	合計	389